

別表第1（第5条関係）

補助対象となる処分費の内容		
補助対象経費	1	タンス、テーブル等の処分又は搬出に要する経費
	2	テレビ、洗濯機、冷蔵庫等の処分にかかる特定家庭用機器リサイクル料金
	3	廃棄物処分業者等に委託して家財道具等を処分する場合における委託料
	4	敷地内にある立木や雑草等の伐採、処分に要する経費
	5	仏壇の解体、処分又は搬出に要する経費
	6	ハウスクリーニング費用
補助対象とならない処分費の内容		
補助対象外経費等	1	所有者等が自ら行う清掃に使用する掃除用具等（掃除機、ゴミ袋、ほうき、ちりとり等）の購入費
	2	所有者等が自ら行う運搬にかかる経費（燃料、車両リース料等）
	3	神棚、仏壇等の供養等にかかる経費